

平成 29 年 第 2 回 定例会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 29 年 11 月 24 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

平成 2 9 年第 2 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目

次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○開会及び開議の宣告	3
○広域連合長のあいさつ	3
○会議録署名議員の指名	3
○諸般の報告	4
○会期の決定	4
○一般質問	4
町 田 成 司 議員	4
佐々木 あつ子 議員	8
○認定第 1 号及び認定第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
○議案第 1 4 号の上程、説明、採決	2 4
○議案第 1 5 号及び議案第 1 6 号の一括上程、説明、採決	2 4
○閉会の宣告	2 6
○会議録署名	2 7
○議決結果	2 9
○議席表	3 0

平成29年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成29年11月24日 午後2時00分開議

出席議員（25名）

1番	桜井	ただし	3番	佐原	たけし
5番	榎本	雄一	6番	今井	れい子
7番	佐藤	弘人	8番	丸山	高司
9番	市川	みのる	10番	横山	えみ
12番	鳥飼	秀夫	13番	なんば	英一
14番	小林	みつぐ	15番	かねだ	正
17番	藤澤	進一	20番	石毛	航太郎
21番	馬場	賢司	22番	小林	美緒
23番	星	いつろう	24番	青木	淳子
25番	町田	成司	26番	鈴木	えつお
27番	関田	正民	28番	佐々木	あつ子
29番	間宮	美季	30番	小山	典男
31番	土屋	博			

欠席議員（5名）

2番	清原	和幸	4番	河野	純之佐
11番	榎本	はじめ	18番	長村	敏明
19番	河野	律子			

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	西川	太一郎	副広域連合長	松原	忠義
副広域連合長	長友	貴樹	副広域連合長	三ッ木	晴雄
総務部長	白石	淳	保険部長	檜島	章夫
総務課長	古橋	豊	企画調整課長	吉原	俊文
管理課長	土方	勇	保険課長	後藤	邦正
会計管理者	山本	英一	代表監査委員	柏崎	裕紀

監査委員書記
(副参事)

古 橋 豊

選挙管理委員会
書記 長

吉 原 俊 文

職務のため出席した者の職氏名

書 記 長	古 橋 豊	書 記 長	昌 徳
書 記	福 島 康 芳	書 記	藤 田 七 星
書 記	秦 直 樹		

議事日程 第1号

- | | |
|-------------|--|
| 第 1 | 会期の決定について |
| 第 2 | 一般質問 |
| 第 3 認定第 1 号 | 平成28年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 4 認定第 2 号 | 平成28年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 5 議案第14号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 議案第15号 | 平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号) |
| 第 7 議案第16号 | 平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開会

○桜井議長 ただいまから平成29年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は25名でございます。欠席の通告は、清原和幸議員、河野純之佐議員、榎本はじめ議員、長村敏明議員、河野律子議員の5名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づきまして、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、よろしくお願いいたします。

初めに、広域連合長より発言の申し出がございますので、許可いたします。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 広域連合長の西川でございます。第2回定例会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の先生方には大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、国におきましては、平成30年度税制改正に向け、地方消費税の清算基準の見直しに関する議論が行われておりますが、見直しの内容は地方分権の流れに大きく逆行し、東京都を初めとする大都市から税収を奪うことを意図した不合理なものでありますので、先般、小池東京都知事とともに、区長会から松原大田区長、市長会から長友調布市長、町村会から河村奥多摩町長が総務大臣に共同要請を行ったところでございます。

ご高承のとおり、税制改正のほか、国においては、現在、平成30年度予算の編成に向け、診療報酬や介護報酬の改定等、様々な議論がなされているところでございます。とりわけ診療報酬の改定は、広域連合の平成30・31年度の保険料率にも影響するものでありまして、その動向を注視してまいりたいと考えております。

私ども広域連合は、都内における後期高齢者医療の円滑な運営を推進すべき立場から、国政や社会経済の動きを踏まえ、147万人を超える被保険者の皆様が安心して医療を受けられますよう、適切な事業運営に努めてまいる所存でございます。議員の先生方のご支援とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会には、平成28年度決算の認定2件、平成29年度補正予算案2件、また、条例改正案1件を提案させていただいております。何とぞ、ご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○桜井議長 ありがとうございます。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づきまして、藤澤進一議員及び佐々木あつ子議員を指名いたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○古橋書記長 それでは、本日、議場配付いたしました文書等につきましてご報告をいたします。

- 1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表
- 2、平成29年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程（第1号）
- 3、平成29年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会発言通告表
- 4、平成29年度定期監査報告書
- 5、平成29年7月分から9月分までの例月出納検査の結果について
- 6、平成28年度における公文書の公開の実施状況について
- 7、平成28年度における個人情報保護制度の実施状況について

以上7件につきましては、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承願います。

報告は、以上でございます。

○桜井議長 これより、本日、お手元に配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○桜井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に日程第2、一般質問を行います。

発言の通告がございましたので、お手元に配付いたしました発言通告表に記載された順序に従い、自席にて発言をお願いいたします。

なお、円滑な進行を図るため、質問、答弁ともに簡明にさせていただくようご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

発言を許可いたします。

25番、町田成司議員。

○町田議員 ご指名をいただきましたので、平成29年第2回定例会に当たり、質問をさせていただきます。

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年までに、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えます。今後、さらなる高齢化の進展に伴い、医療費の増大が避けられない厳しい状況において、広域連合には、高齢者が安心して医療を受けられるよう、健全で安定的な運営が強く求められております。

こうした基本認識に立って、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、平成28年度決算についてお伺いいたします。

平成28年度の決算では、特別会計の歳出決算額が1兆2,526億円余という非常に大きな規模となっております。その中で、実に96%を超える1兆2,048億円が保険給付に要する額となっております。安定的な制度運営には、その運営の基礎である財政が極めて重要であります。今後、保険給付額が増え続けると、財源にも限りがある中で広域連合の財政基盤に大きな影響を与えることとなると思います。

2025年に向けて保険給付費はさらに伸び続けることが見込まれますが、今後の動向はどのように捉えておられるのか、まず1点お伺いしたいと思います。

続きまして2点目、医療費適正化の取り組みについてお伺いいたします。

医療費の増大が避けられない中、将来にわたって国民皆保険制度を維持していくために、いかに医療費の伸びを抑制し、高齢者の方々の健康寿命を延伸していくかは、今日、国家的な課題となっております。

そこで、都広域連合は、平成28年度において医療費適正化対策についてどのような取り組みを行い、どのような成果があったか、29年度の取り組み状況を含めてお伺いいたします。

次に平成30・31年度の保険料率改定についてお聞きいたします。

国の低所得者に対する保険料の軽減特例措置が、平成29年度から段階的に見直されている中で、広域連合においては、平成30年・31年度の保険料率の改定の検討が行われております。8月に説明を受けた検討案では、政令どおりで算定した場合と、区市町村による4つの特別対策などを継続実施した場合の2通りの説明がありました。国による軽減特例措置の見直しが実施される中、検討策で示されたように保険料が増額されると、一部の被保険者、とりわけ低所得者への影響が大きいものとなります。

料率算定について、その後の検討状況についてお伺いするとともに、最終案に向けて、今後どのような考えで臨んでいかれるのか、お聞きいたします。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○桜井議長 それでは、答弁を求めます。

西川広域連合長。

○西川広域連合長 町田先生のご質問のうち、私からは、医療費適正化についてのご質問にご答弁を

申し上げます。

高齢化が急速に進行する中、医療費の増加抑制の取り組みは、今日、国・地方を問わず重要な政策課題となっております。

民間主導の活動におきましても、日本健康会議が先進的な取り組みを全国的に波及させようと大きな運動を推進しております。本年8月に開催されました日本健康会議2017では、官民の取り組みに関する第2回目の達成状況の報告が行われたところでございます。また、同日の会議では、全国90自治体が参加し、健康による幸福なまちづくりを目指す日本健幸都市連合の取り組みにつきまして、私が代表幹事として基調講演させていただきました。

こうした状況の中、広域連合では、医療費適正化に積極的に取り組んでいるところでございまして、とりわけ、ジェネリック医薬品差額通知事業におきましては、平成28年度は、27年度と比較して通知人数を14万5,000人増の約50万人といたしたところでございます。その効果といたしまして、一月当たりの医療費削減効果額が約3億3,700万円となりまして、年間換算では約40億円に上ったということとであります。本年度は通知対象をさらに拡大いたしまして、55万人の被保険者に通知を予定いたしております。大きな成果が出ることを期待いたしているところでございます。

このほか、本年度は、平成28年度実施事業に加え、健康診査及び医療機関への受診勧奨事業を進めております。これは生活習慣病の重症化予防により医療費適正化につなげることを目標といたしております。

広域連合といたしては、本年度に策定する第2期データヘルス計画に基づき、今後もさまざまな事業を計画的に、より効果的に推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきますが、そのほかのご質問につきましては、所管部長から答弁させていただきますと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○桜井議長 総務部長。

○白石総務部長 それでは当広域連合における保険給付費の今後の動向についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘にありましたように、当広域連合におきましても、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年、平成37年に向けて、被保険者数は増加を続け、それに伴う医療費の増加が財政運営に大きな影響を及ぼすこととなると考えてございます。

現在策定中の第2期広域計画では、東京都総務局統計部の推計をもとに平成37年度の75歳以上人口は、平成28年度の143万人から33%増の190万人と推計しており、ピークは平成42年度の194万人と推計しております。

また、1人当たり保険給付費については、これまでの伸び率で推移するいたしますと、平成28年

度の年間84万4,000円が、平成37年には11.3%増の年間93万9,000円になるものと推計しております。そして年間の保険給付費総額につきましては、平成28年度実績の1兆2,000億円から平成37年度は1兆7,800億円、48%の増になると推計しております。このように保険給付費の伸び率が48%で1人当たり医療費の伸び率11.3%を上回ることから、被保険者数の増が保険給付費全体を押し上げていくものと推測しているところでございます。

今後も国や都の統計資料等をもとに、被保険者数や医療費等の動向についての的確な把握に努めてまいります。

○桜井議長 保険部長。

○栖島保険部長 私から平成30・31年度の保険料率改定の考え方についてのご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担分を除き、高齢者の保険料が約1割、現役世代からの支援金が約4割、公費が約5割となっております。このように費用の大部分が公費や現役世代からの支援金で賄われていることから、高齢者からも応分の負担を求めざるを得ないところであります。

同時に、低所得者世帯に属する被保険者に過重な負担をかけないよう配慮する必要があります。特に今回の改定においては、平成29年度から実施されている国の保険料軽減特例の見直しに加え、平成31年10月には消費税率の改定が予定されており、次期保険料の上昇による経済的な影響を緩和する必要があると考えております。

このような考え方から、今回の保険料率の改定においても、当広域連合が制度発足以来継続して実施してきました区市町村の一般財源投入による特別対策等の継続実施を予定しているところでございます。

加えて、今回の改定においては、前回の改定でのご意見を踏まえ、平成28・29年度の財政収支にかかる剰余金について算定案の段階から早目に見込むことといたしました。なお、財政安定化基金につきましては平成28年度には活用せず、29年度においても活用の見込みはございません。次期も今期の剰余金の繰り越しが見込めることから、財政安定化基金の投入は行わずとも適切な改定ができるものと考えております。

このことにより、財政安定化基金は本来の目的である急激な医療費の上昇などで生じる財源不足のために留保しておくことが可能となります。

以上でございます。

○桜井議長 町田成司議員。

○町田議員 どうもありがとうございました。

そこで、3番目のところで1点だけ再質問させていただきたいなというふうに思っています。先ほどの軽減特例措置の見直しのところで1点だけお聞きしたいと思っています。

国の予算の措置による保険料の軽減特例措置については当面継続とされているということでございますが、先ほどもいろいろ配慮されているとかいう話もありましたけれども、低所得者に対する均等割額の軽減、また、元被扶養者に対する所得割額の賦課について、その後どのような動向になっているのか、その１点だけお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○桜井議長 総務部長。

○白石総務部長 軽減特例措置見直しについての再質問にお答えいたします。

国は、平成27年１月に決定した社会保障制度改革推進本部における医療保険制度改革骨子で、保険料軽減特例措置については、制度導入時の激変緩和措置であることや、他の被保険者との負担の公平性の観点などを理由として、段階的に縮小するという方針を盛り込みました。

この方針に基づいて、平成29年度から段階的に低所得者に対する所得割軽減を廃止し、また、元被扶養者に対する均等割軽減を本則に戻す措置が実施されております。

お尋ねの低所得者に対する均等割額の軽減については、平成31年10月の消費税率の引き上げ時に予定されている介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しを行うこととしております。

また、元被扶養者に対する所得割額の賦課については、賦課開始時期を引き続き検討するとしております。

いずれにつきましても、現時点では見直しに向けての新たな情報は明らかになっておりません。当広域連合といたしましては、今後も引き続き、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○桜井議長 町田成司議員。

○町田議員 どうもありがとうございました。

見通しがまだ不透明というお話でございますので、その辺を理解しながら、以上で質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○桜井議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

28番、佐々木あつ子議員。

○佐々木議員 清瀬の佐々木あつ子です。通告に従い、質問いたします。若干、町田議員さんと重なる部分もありますが、よろしくお願いいたします。

私は社会保障をめぐる問題において、高齢者が置かれている生活実態について伺いたいと思います。

社会保障の改悪が毎年のように続き、65歳以上の高齢者の貧困率は、2016年度時点で27.0%にも及んでいます。厚生労働省が全国約29万世帯を調べた国民生活基礎調査をもとに分析された結果では、ひとり暮らしの女性は特に深刻であり、２人に１人が生活保護水準以下であること、貧困世帯は約653万世帯、人数では2009年の1.3倍に達し、約833万6,000人とされており、この調査でも明ら

かなように、高齢者の貧困率の上昇は年金受給額の減少などに始まる社会保障の後退がその要因であることが明らかになりました。

後期高齢医療の被保護者の大多数は年金生活者であり、介護保険料利用料の負担、加えて消費税の増税、アベノミクスによる生活必需品の高騰などにより、厳しい生活を強いられているのが現状です。

私の地域で後期高齢者のご夫婦から伺った話ですが、介護保険サービスを受けながら生活を何とか維持している。しかし、相次ぐ社会保障の改悪で、この先のことがとても心配になり、介護サービスの利用料が2割にされたときは、夫婦ともにサービスを半分に減らしたと言っておりました。夫婦合わせて月34万の年金は、後期高齢者の保険料、介護ベッドのリース代、介護サービス料、往診代に消えてしまっていると言っていました。高齢者が置かれている生活実態は厳しいものがあります。広域連合として、どのように把握し、どのようなご認識でいらっしゃいますでしょうか、伺います。

2点目は、制度上には導入時期から保険料に対する特例措置が続いておりました。これは先ほどご答弁もいただきましたが、改めて伺います。

国の考え方が示され、今年の4月から段階的に軽減策が縮小されています。その影響はどうでしょうか。また、保険料の滞納に対する差押えが各自治体では実施されているようですが、その実情について、広域連合としてどう把握されているのか伺います。同時に、東京都の独自軽減について、現状と今後の見通しについても伺わせていただきます。

3点目は、社会保障の改悪についての対応についてです。

今後において、どの自治体も介護保険の見直し、国保税の一元化、後期高齢者医療制度保険料、この見直しなどにより、高齢者が負担増になることは間違いありません。国では75歳以上の方の医療費の窓口負担を2割負担にする検討が進められていますが、これ以上の負担は認められないと思います。

こうした立場で、広域連合としても国への要望を示す必要があると思いますが、ご見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○桜井議長 総務部長。

○白石総務部長 それでは、まず高齢者の生活実態についてのご質問にお答えいたします。

厚生労働省が平成29年6月に公表いたしました国民生活基礎調査の概況によりますと、生活意識の調査で「生活が苦しい」と回答した割合は65歳以上の高齢者世帯では52.0%となっており、前年度調査で同様に回答した割合は58%でございましたので、前年度と比較して6ポイント減少という結果となっております。

当広域連合といたしては、このように減少したとはいえ、「生活が苦しい」と回答した高齢者世帯の割合が過半数を占めている調査結果等も十分念頭に置きながら、今後も後期高齢者医療制度の運営に当たってまいりたいと考えてございます。

引き続き、後期高齢者の窓口負担についてのご質問にお答えいたします。

国の経済・財政アクションプログラムの改革工程表では、改革項目の一つとして、後期高齢者の窓口負担の在り方が掲げられております。

これについて、先に開催されました財政制度等審議会におきまして、財務省は世代間の公平性や制度の持続可能性を確保する観点から、平成26年度から段階的に実施している70歳から74歳の方の窓口負担の1割から2割への引き上げの継続とともに、対象を段階的に拡大することについて早急な議論が必要との改革の方向性を示しております。

当広域連合といたしましては、窓口負担の見直しについて、平成28年度から全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に対して要望を行ってまいりまして、今年の6月にも制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めることとの要望書を提出したところであります。

窓口負担の引き上げは後期高齢者、とりわけ低所得者の医療機関の受診行動への影響が懸念されるところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。

○桜井議長 保険部長。

○栖島保険部長 私から国による保険料軽減特例の見直しについてのご質問にお答えいたします。

今回の見直しでは、特に所得の低い方々を対象とする保険料均等割額の9割軽減対象者及び8.5割軽減対象者については据え置きとされましたが、低所得者の所得割額軽減等について見直しが実施されることとなりました。

平成29年度における見直しについては、まず賦課のもととなる所得金額等が58万円以下の被保険者について、所得割額50%軽減から20%軽減への見直しがなされております。対象者は約14万6,000人で影響額は10億8,800万円と見込んでおります。1人当たり年間で約7,400円の増となります。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割額9割軽減については7割軽減への見直しが行われており、この対象者数は約5万人で、影響額は約3億3,700万円と見込んでおります。1人当たり年間で約6,700円の増となります。

次に、差押えの関係ですけれども、徴収及び滞納整理事務を担う区市町村では、徴収計画の策定や徴収率の目標を定めるなどして、保険料の収納確保に努めてございます。各区市町村では、被保険者のご相談を受けながら対応に当たっているところでございます。

また、今後の東京都独自の軽減対策でございますが、30・31年度におきましては、継続の実施を予定しているところでございます。また今後につきましては、区市町村と相談しながら決定していくものと捉えてございます。

以上でございます。

○桜井議長 佐々木あつ子議員。

○佐々木議員 ご答弁ありがとうございました。

高齢者の置かれている実態を中心に質問させていただいたわけですが、もう少し症例をご紹介させていただきたいと思います。

差押え件数、同時に短期保険証の一覧も資料としていただいたところでもありますけれども、各自治体によってでこぼこがありますけれども、いわゆる、そうならざるを得ない世帯が増えているというのは、後期高齢者医療の保険料を含めて大変な負担増がもう限界に来ているということの一つのあらわれだと思うんです。

基礎調査では、若干の改善は見られたけれども、果たして半数以上がまだそれでも苦しいと答えているということをお認めいただいたので大変よかったなと思いますけれども、本当に暮らしがよくなったという実感はなくて、お一人お一人が大変な状態を抱えていると。

私、最初の質問で紹介させていただいた高齢者夫妻の方々の事例なんですけれども、この方たち、先ほどの年金の43万の間違いです——34万と言ってしまいましたが、43万の間違いでした。訂正させていただきたいと思います。

こういう世帯がたくさんいらっしゃるということを目の当たりにしたわけですが、奥様がやむなく特養に入れないことで、サ高住——サービス付き高齢者住宅に入らざるを得ない。このお家賃が17万かかっている。合わせますと、社会保障にかかわるお金と17万のお家賃、合わせますと25万9,000円。一月にいただくお二人の年金の50%以上が、もうそういう費用に消えてしまうと、こういう状態なんです。

あるいは、都営住宅に住まわれている娘さんと住んでいる方がいらっしゃいますけれども、42歳の娘さんが200万を超える、若干超える収入があつて、これはもう超過ですよということで割増料金になって、二十数万の収入で9万6,700円の都営住宅の家賃を払っている。お母さんは最近75歳になられて、保険料を払うようになった、大変だ大変だというお声があります。

こういう実態を見ると、やはり軽減策をここで段階的に削減して、縮小しておりますが、これはちょっと筋違いではないかなと。社会保障の一環である後期高齢者医療制度が、結局は特例措置も縮小して、こういう人たちを苦しめていると。今の対象者は違いますけれども、私が今申し上げた対象者はまた違いますけれども、こういうことに踏み込んで減額をしていくということになれば、本末転倒だということを言わざるを得ません。

こういう事例がありますが、同時にちょっと時間もありますけれども、差押えの多い自治体からもちょっとお話を聞いてまいりました。お父さんと息子さんが一緒に住んでいる世帯、払いたくても払いきれない税金の相談をしている最中に差押えをされたと。息子さんが会社を立てるに当たって、資金を集めて、さあ、会社を立てようというときに、残念な結果、悪い人にだまされて、精神もだめになって、働くことができなくなった、その借金のかわりをお父さんがされている。警備のアルバイトを夜中も行っていると。この75歳以上を超えたお父様が必死に家計を支えていかなければならない、

そこへの大きな負担になっているのも後期高齢医療制度の保険料なんですね。

ですから、この特例措置は制度が導入されるときに、法律は可決されましたけれども、2年間導入が待たれたのは、まさにこの特例措置の問題をどうしようかということの議論だったはずなんです。これは継続して行うべきだと私は思っております。

これはいろいろお考えがあつて、違うかもしれませんが、今申し上げた3つのこういう事例をどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。どのような見解をお持ちになるか、ご認識も含めてお伺いしたいと思います。

○桜井議長 保険部長。

○栖島保険部長 被保険者が145万人いらっしゃいますので、色々なケースがあることは認識しております。

そういった中で、我が国は世界でもトップレベルの長寿国であり、その背景には充実した医療保険制度がございます。誰もが少ない自己負担で、高水準の医療を受けられる国民皆保険制度は世界に誇れるものであります。

このような医療保険制度を維持するための制度の見直しは、制度を支える現役世代や納税者のご理解をいただくためには不可欠であると考えます。

結果、被保険者の皆さんの安心につながるものと考えてございます。

以上でございます。

○桜井議長 佐々木あつ子議員。

○佐々木議員 この保険制度の導入に当たっては、公平性、公平性ということがしきりに言われておりますけれども、後期高齢化、少子化を迎える中で、そこはしっかり国がそのことを予見して、予算をつけていかなければいけない問題だというふうに私は思います。毎年のように社会保障費が圧縮されて、そのしわ寄せが高齢者や本当に医療が必要な人に及んでいるということが問題であつて、そのことは正していかなきゃいけないのかなというふうに私は思います。

最後になりますけれども、国に対しての要望書も今年の6月に出していただいたということもいただきました。ただ、この75歳以上の窓口負担を2割負担にしていくというのは、いわゆる19年4月に70歳になった方々が所得に応じて2割になりました、その方たちが75歳になるから、連続して上げてしまいたいというような中身なんです。これは受診抑制につながることで、高齢者がやはり窓口で払うお金が2倍になれば抑制になる。そのかわりに状態が悪化してしまう。重症化しないと、救急車で運ばれてから、いよいよ病院にかからなきゃならないなんていうことになってしまったら、これは医療給付費は伸びるし、ご自分の負担も増えるわけですね。これはやはり悪循環ではないかなと私は思うんです。ですから、窓口は負担はしっかり抑えて、そして安全・安心に医療にかかる、早期発見・早期治療につなげていくことこそが、やはり医療の大原則だというふうに思います。

医療適正化計画が進められておりますけれども、その大本にはやはり療養型のベッドを減らしていくことであるとか、お医者さんの数をもっと減らしていこうとか、そういう乱暴な議論も国では行われているように思います。そうでなくて、この制度の、後期高齢者医療制度の理念にしっかり従って、私はこういう医療改悪——改悪という言葉をあえて使わせていただきますけれども、これに対しては、広域連合としてもしっかり声を上げていただきたいと思います。もう一度ご見解をいただきたいと思います。

○桜井議長 総務部長。

○白石総務部長 窓口負担の2割というのにつきましては、現時点では財務省の財政制度審議会のほうでの意見ということでございまして、厚生労働省の社会保障制度審議会のほうでも同様のタイミングで検討が行われていくものと思われましても、今の時点で内容については、私ども承知いたしておりません。

いずれにいたしましても、国の動きを注視していくとともに、基本的なスタンスとしては、後期高齢者、特に低所得者の負担増につながらないような安定的な制度運営というものを目指していくべきだというふうに考えてございますので、国の動きを見極めながら対応してまいりたいと考えてございます。

○桜井議長 以上で一般質問を終了いたします。

次に日程第3、認定第1号、平成28年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第4、認定第2号、平成28年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○桜井議長 山本会計管理者。

○山本会計管理者 それでは、認定第1号、平成28年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び認定第2号、平成28年度東京都後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算につきまして、一括で説明いたします。

初めに、決算書の1ページをご覧ください。平成28年度歳入歳出決算の総括でございます。

一般会計の歳入決算額は51億3,213万8,327円、歳出決算額は50億5,565万2,816円、差引残額は7,648万5,511円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1兆2,952億6,787万1,213円、歳出決算額は1兆2,526億1,484万8,114円、差引残額は426億5,302万3,099円でございます。合計金額でございますが、歳入決算額は1兆3,004億9,540円、歳出決算額は1兆2,576億7,050万930円、差引残額は427億2,950万8,610円でございます。

続きまして、一般会計の歳入歳出決算でございます。初めに4ページ、5ページをご覧ください。

一般会計の歳入でございます。

5 ページの表頭左から 2 番目の収入済額につきまして、款ごとにご説明をいたします。

第 1 款の分担金及び負担金は、区市町村からの事務費負担金で、40 億 5,447 万 1,000 円でございます。

第 2 款の財産収入は、財政調整基金の運用収入で、4 万 9,214 円でございます。

第 3 款の繰越金は 6,079 万 7,967 円でございます。

第 4 款の諸収入は 8,110 円でございます。内訳でございます。第 1 項の預金利子は 1,569 円で、第 2 項の雑入が 6,541 円でございます。

第 5 款の繰入金は 10 億 1,673 万 6,036 円でございます。内訳でございます。第 1 項の基金繰入金は、財政調整基金からの繰り入れで 3 億 5,000 万円でございます。第 2 項の他会計繰入金は、特別会計からの繰り入れで 6 億 6,673 万 6,036 円でございます。

第 6 款の寄附金は 7 万 6,000 円でございます。

以上のことから、一般会計の歳入合計は、51 億 3,213 万 8,327 円でございます。

続きまして 6 ページ、7 ページをご覧ください。一般会計の歳出でございます。7 ページの一番左の支出済額につきまして、款ごとにご説明をさせていただきます。

第 1 款の議会費は 263 万 3,424 円でございます。

第 2 款の総務費は 4 億 8,082 万 7,175 円でございます。内訳でございますが、第 1 項の総務管理費は 4 億 7,994 万 1,435 円で、第 2 項の選挙費は 6 万 3,000 円で、第 3 項の監査委員費は 82 万 2,740 円でございます。

第 3 款の民生費は 38 億 7,460 万 9,000 円でございます。

第 4 款の公債費につきましては、支出はございませんでした。

第 5 款の諸支出金は 6 億 9,758 万 3,217 円でございます。

第 6 款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上のことから、一般会計の歳出合計は 50 億 5,565 万 2,816 円でございます。一般会計の歳入歳出差引残額は 7,648 万 5,511 円でございます。

続きまして、40 ページをご覧ください。

こちらは一般会計の実質収支に関する調書でございます。

決算の実質収支額は、4 の翌年度への繰り越すべき財源がございませんでしたので、5 にお示しのとおり、一般会計の歳入歳出差引残額が、そのまま実質収支額となっております。

恐れ入りますが、8 ページ、9 ページへお戻りください。

特別会計の歳入歳出決算でございます。

特別会計の歳入でございますが、9 ページの表頭左から 2 番目の収入済額につきまして、款ごとにご説明をいたします。

第1款の区市町村支出金は、区市町村が徴収いたしました保険料等の納付額で、2,565億6,913万6,816円でございます。

第2款の国庫支出金は、3,529億8,485万3,111円でございます。内訳でございます。第1項の国庫負担金は、療養給付費負担金等で、2,920億2,216万405円で、第2項の国庫補助金は、財政調整交付金等で、609億6,269万2,706円でございます。

第3款の都支出金は、985億435万9,759円でございます。内訳でございます。第1項の都負担金は、970億3,972万7,759円で、第2項の都補助金は、14億6,463万2,000円でございます。

第4款の支払基金交付金は、5,419億7,990万9,967円でございます。

第5款の特別高額医療費共同事業交付金は、4億3,119万4,945円でございます。

第6款の財産収入は、特別会計調整基金の運用収入で、124万8,197円でございます。

第7款の繰入金は、104億9,908万円でございます。内訳でございます。第1項の他会計繰入金は、38億7,460万9,000円で、第2項の基金繰入金は、66億2,447万1,000円でございます。

第8款の繰越金は、328億3,089万3,604円でございます。

第9款の諸収入は、14億6,719万4,814円でございます。内訳でございます。第1項の延滞金、過料及び加算金が、323万6,483円で、第2項の預金利子が、671万3,416円で、第3項の雑入が、14億5,724万4,915円でございます。

以上のことから、特別会計の歳入合計は、1兆2,952億6,787万1,213円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。

特別会計の歳出でございます。

11ページの一番左の支出済額につきまして、款ごとにご説明をさせていただきます。

第1款の総務費は、32億2,441万3,271円でございます。内訳でございます。第1項の総務管理費は、32億1,895万5,871円で、第2項の徴収費は、545万7,400円でございます。

第2款の保険給付費は、1兆2,114億6,088万7,338円でございます。

第3款の特別高額医療費共同事業拠出金は、3億8,888万1,083円でございます。

第4款の保健事業費は、48億2,809万2,507円でございます。

第5款の基金積立金は、98億6,207万2,337円でございます。

第6款の公債費につきましては、支出はございませんでした。

第7款の諸支出金は、228億5,050万1,578円でございます。内訳でございます。第1項の償還金及び還付加算金は、国庫支出金等の精算に伴う返還金等で、221億8,376万5,542円で、第2項の繰出金は、一般会計繰出金で、6億6,673万6,036円でございます。

第8款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上のことから、特別会計の歳出合計は、1兆2,526億1,484万8,114円でございます。

特別会計の歳入歳出差引残額は、426億5,302万3,099円でございます。

次に、41ページをご覧ください。

こちらは、特別会計の実質収支に関する調査でございます。

決算の実質収支額は、4の翌年度へ繰り越すべき財源がございましたので、5にお示しのとおり、特別会計の歳入歳出差引残額が、そのまま実質収支額となっております。

最後に、財産に関する調書でございます。

47ページをご覧ください。

4の基金でございます。

こちらにつきましては、一括してご説明をいたします。

右端の決算年度末残高をご覧ください。

一つ目の東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金は、臨時特定基金事業の単年度補助金事業への転換に伴いまして、平成29年3月末をもって廃止となりました。したがって、決算年度末残高は0円となっております。

2つ目の東京都後期高齢者医療広域連合財政調整基金は、19億5,650万52円でございます。

3つ目の東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計調整基金は、121億3,636万4,682円でございます。

平成28年度の両会計決算の説明は、以上でございます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○桜井議長 これより質疑を行います。

認定第2号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

29番、間宮美季議員。

○間宮議員 東久留米市議会議員の間宮美季と申します。よろしくお願いいたします。

私は今回の決算の中で社会保障と税番号制度の導入が今スタートしておりまして、いわゆるマイナンバー制度について今回の広域連合においてどのような影響並びに財政支出があったのかということをしつめていきたいというふうに思っております。

一つは、平成28年度の主要施策の成果説明書では、歳入が1,444万6,000円、これは恐らく国庫補助金ということで、歳出のほうが1,863万7,000円ということになっていたかと思います。一つには、上記以外の予算執行はこのマイナンバー制度にかかわってはなかったのかということをご確認させていただければと思っております。

2点目なのですが、これはかなりこの制度の導入については財源が投入されているのではないかと考えていますので、平成28年度までの導入に係る各年度の予算執行額と、それから平成29年はまだ予算額ということになろうかと思うのですが、どのようになっているのかというこ

とと。また、本来は国が10分の10みるべきではないかと考えるところなのですが、その財源内訳はどのようなになっているかということ、国庫補助の負担率も含めてお答えいただければと思っております。

最後に3つ目なのですが、平成30年度以降にこの制度を維持運営していくために経常にかかる経費はどの程度と見込んでいるのか、その辺についてご説明をいただければと思います。お願いします。

○桜井議長 管理課長。

○土方管理課長 それでは、まず1点目、平成28年度の番号制度にかかわる予算執行についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のように番号制度は、平成26年度からの準備を経て、平成27年10月から番号通知、平成28年1月から番号利用が開始され、また、本年11月から情報連携が開始されております。

平成28年度においては、情報連携にかかわる標準システムの改修経費で1,863万7,000円のほか、特定個人情報保護評価や職員に対する研修の開催、また、被保険者データ参照システム再構築及びログ監査機能の追加などの関連事業として、5,754万5,000円を執行し、総額7,617万8,000円の歳出となっております。

歳入については、ご指摘いただいた国庫補助金以外はございません。

続きましてご質問の2つ目、導入に係る各年度の予算執行額等についてのご質問にお答えいたします。

当広域連合では、番号制度の導入に向けて平成26年度から準備作業に取り組んでおり、平成26年度の決算額は、歳出のみで2,204万6,000円であります。平成27年度の決算額は歳出で2億3,260万4,000円であり、国庫補助として1億7,474万4,000円を歳入いたしました。

平成28年度は、歳出として7,617万8,000円を執行し、国庫補助金は1,444万6,000円を歳入いたしました。

以上により、平成26年度から28年度までの3か年合計では、歳出が3億3,082万8,000円で、歳入は国庫補助金として1億8,919万円を歳入いたしました。

続いて、平成29年度の同事業に対する予算額ですが、特定個人情報保護評価、標準システムの改修経費及び情報連携を行うため厚生労働省が提供する「医療保険者中間サーバ」の運営負担金等を計上し、これら合計で2億9,094万4,000円を予算額としております。

平成27年・28年度の国庫補助ですが、国が定める国庫補助基準額と当該事業費とを比較して、どちらか低いほうの額の10分の10を補助することとされております。

なお、平成29年度の国庫補助については、現時点で国から実施内容が示されていないため、計上はしていません。

最後に3つ目のご質問、番号制度に係る平成30年度以降の経常経費についてのご質問にお答えいたします。

番号制度の運用にかかわる平成30年度以降の費用については、情報連携を行うため医療保険者向けに厚生労働省が提供する「医療保険者中間サーバ」の運用に係る負担金のほか、情報連携項目が追加された場合の広域連合電算処理システムの再構築にかかわる費用と、特定個人情報保護評価に必要な経費などが想定されるところであります。

平成30年度予算における経費につきましては、現在積算中であります。

以上でございます。

○桜井議長 間宮議員。

○間宮議員 かなり多額の金額がかかっているんだと。しかも広域連合においても、その負担というのがかなり重たくなっているのだなというのを実感として伺って感じたところです。

一つには、今なかなかマイナンバーの交付が全国でも11%ちょっとぐらいしかない中でこれだけの金額をかけていってどんどん情報連携をしていくことそのものが、もちろん事務のほうとしては軽減される部分もあるかと思いますが、一方で国民にとっては情報管理につながるのではないかとかそういった不安もぬぐいされない中で、こういった実態があるのかなというふうに思っております。

一つには、今日いただいた、これは要するに自分の情報がどう使われているかということを実際知る権利というものはマイナポータルということになろうかと思うんですけれども、今日いただいた自己情報の開示等の処理状況ということで資料をいただいているんですけれども、これもマイナポータルとは違うかと思うんですけれども、個人情報の開示ということでは関連するのでしょうか。例えば非開示になっているものが1件あったりするんですけれども、この辺というのは本人が情報を知りたいといったときに非開示になってしまうというのはどういうことなのかな。これは特に今回の社会保障と番号制度とは違うのかもしれないんですけれども。

それは違います、手を振ってらっしゃいますね。

わかりました。では、その辺については今後やはりこのマイナンバー制度そのものが走っていったときに、ご自分の情報の開示というものについては、ぜひ適切に、当然なさっていると思うんですけれども、より情報提供をしていっていただきたいと思います。

それで、3番目の平成30年度以降に係る部分についてなんですけれども、これ以前に2億3,000万近くサーバの運営にかかっているのではないかとというようなことがあったのではないかとthinkなんですけれども。例えばそういったサーバの運営費については私は当然国に求めていくべきだと思うんですけれども、その辺については広域連合としては、どのようなお考えを持っているのか、あるいは訴えかけをなさっているのかということについて伺いたいと思います。

○桜井議長 管理課長。

○土方管理課長 当広域連合としては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、国に対して、番号制度導入に伴うシステム改修費用、維持管理費用等について、国がその全額に対して継続的な財政措置を講ずるよう、強く要望しているところであります。

直近では今月の15日にも全国広域連合協議会長名で国に要望をしたところでございます。

○桜井議長 間宮美季議員。

○間宮議員 ぜひ、これはやはりこの部分を国がしっかり見ていただかないことには、ひいては被保険者の方々にもはね返ってくることであり、実際の負担も大きくなる可能性もありますので、ぜひここはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○桜井議長 続きまして、認定第2号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

26番、鈴木えつお議員。

○鈴木議員 狛江市議会の鈴木えつおでございます。

最初の質問ですけれども、28年度は保険料の値上げが行われました。一つは、この値上げによって加入者への影響がどのようなものだったのか、広域連合としてはどのように受け止めているのかをお伺いいたします。

2つ目に、特別会計への影響がどのようなものだったのか、お伺いをいたします。

3つ目なのですが、先ほどの質疑の中でも、平成29年度からいわゆる軽減の縮小が行われたと。とりわけ私は所得割の軽減が縮小されているんですけれども、その影響がどのようなものなのかお伺いいたします。

実際に後期高齢者医療の保険料を納めている方からこういう資料をいただいてまいりました。平成29年度版の保険料の賦課なんですけれども、所得割については、それまで例えば賦課の基となる所得金額が15万以下の場合は所得割は100%軽減だったんですね。これが70%に変わっております、29年度から。それから、20万以下の人は75%軽減だったのが45%軽減になっております。それから、50%軽減だった人が20%軽減ということで、かなり縮小されているんですが、その影響を伺います。

わかれば、以前いただいた資料の中で28、29年度の収入別保険料額、わかりやすく単身の場合で年金収入80万円、168万円、173万円、211万円となっておりますけれども、この28・29年度の数字は恐らく縮小されていない前の数字だと思うんですね。縮小された、いわゆる29年度になった場合のこの数値がいくらになるのか、お伺いをいたします。

もう一つは、保険料の滞納者への対応についてでございます。今年3月末現在で短期証の交付件数が1,238人、差押え人数が223人、差押え金額は5,590万円となっております。このいわゆる滞納され

ている方の所得階層というのはどのようなものなのかお伺いをいたします。

○桜井議長 それでは、答弁を求めます。保険課長。

○後藤保険課長 それでは、ただいまご質問のございました、まず加入者への影響、これは保険料率の改定についてまずお答えいたします。特別会計への影響については、後ほど管理課長のほうからお答えいたします。

まず初めに、平成28年度保険料率の改定についてでございますが、28・29年度の保険料率は、26・27年度の保険料率に比べ、均等割額が4万2,200円から200円増の4万2,400円に、所得割率が8.98%から0.09ポイント増の9.07%に改定してございます。

このように、保険料率が均等割額で0.5%、所得割率で1.0%の微増であり、一人当たり平均保険料額は9万6,896円から9万5,492円へと1,404円、1.4%の減となったことから、被保険者への影響を極力限定することができたと考えているところでございます。

続きまして、国による保険料軽減特例の見直しによる影響等についてでございます。

見直しは、平成29年度からの実施とされてございます。認定をお願いしております28年度決算での影響はございませんでした。今年度における見直しの影響は、低所得者の所得割額の見直しで、一人当たり平均で年間約7,400円の増、元被扶養者の均等割額のほうでございますが、この見直しで同様に年間約6,700円の増の見込みでございます。

制度発足時における激変緩和措置について、世代間・世代内の負担の公平化、負担能力に応じた負担を求める観点から実施されたものでございます。

質問にございました単身の方の保険料でございますが、年金収入が80万円の単身の方でございますが、29年度でございますけれども、4,200円でございます。168万円の収入のある方につきましては、平成29年度1万400円になります。それから、173万円の収入のある方につきましては、3万1,100円でございます。なお、211万円で単身の方でございますが、7万6,000円となっております。

続きまして、保険料の滞納者への対応についてでございます。

当広域連合と区市町村は後期高齢者医療に関する事務を法令に基づいて役割分担してございます。保険料の徴収及び滞納整理事務は、各区市町村の役割となっております。

区市町村では、保険料の納付が納期までに行われない場合は、督促や催告を行い滞納者との納付相談等の機会をふやし、保険料の納付に理解を得るため、収入、生活状況等について適切に把握、考慮した上で、滞納を解消することができるよう対応を行っているところでございます。

そのうえで、保険料の納付に十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対しましては、粘り強く丁寧な説明を行って納付を促すとともに、必要な場合には法律に基づく滞納処分を行うことも選択肢の一つとしてございます。

なお、滞納処分に関する所得の階層については私どもとしては資料として準備をしてございません。

おつくりしてごさいませんので、ご了承くださいたく存じます。

○桜井議長 管理課長。

○土方管理課長 ご質問の保険料の軽減特例の見直しの影響に特別会計の関係なんですが。保険課長がお答えしましたとおり、平成29年度より実施をされましたので、認定をお願いしております平成28年度決算では特別会計については影響はございませんでした。

以上でございます。

○桜井議長 鈴木えつお議員。

○鈴木議員 特別会計への影響については、いわゆる所得割の軽減の縮小だけではなくて、全体の保険料値上げの影響についてのことについてお聞きをいたしましたので、ご答弁を再度お願いをいたします。

それから、保険料滞納者への対応については、確かに直接的には市区町村の窓口対応になりますけれども、広域連合として保険料を設定するというものをもっておりますので、滞納者への配慮ですかね、そういうことについても広域連合として考えていく必要があると思います。

先日お話を伺ったある方なんですけれども、もう80を超えている方なんですけれども、現役のときだったんですけれども、かなり40代50代で家を建て替えたので、その後ローンがまだ残っているということで、かなり困窮しているということで、最初の7月8月分まとめてくるということで、そこにちょっと1期分を滞納してしまったと。市のほうにお願いをして来年6月には払うというふうに約束していますと、そういう話もありましたので。さまざま事情を抱えている場合もいらっしゃると思いますので、そういう点では広域連合の方針としても滞納者に対して丁寧な対応をお願いするということを確認していただきたいのと。

それから、調査ですね、各市町村の滞納されている方の実態調査をお願いしたいと思いますが、再度お願いします。

あと、保険料の件ですけれども、先ほどご答弁がありましたように、29年度からの所得割軽減の縮小などがございまして、以前いただいた資料と比べましても、29年度からかなりそれぞれのモデルケースでかなり上がっていると。単身で211万円の場合、先日いただいた資料では6万円だったんですけれども、これが7万6,000円に上がっていたり、173万円の場合2万5,700円が3万1,100円とかなり上がっております。かなりの影響だと思います。

それで、平成28年1月の第1回定例会で保険課長さんが保険料を据え置くに必要な財源について問われて、区市町村の特別対策等が約202億円、財政安定化基金で145億円の活用を行っており、仮に保険料を現行のまま据え置くためにはさらに20億円を超える多額の財源投入が必要と答えております。

一方、今回の決算を見ますと、財政安定化基金の活用の28年度分、いわゆる72億5,000万円は投入しなくて済みましたし、また決算剰余金も426億円も出ているところでございます。この第1回定例

会での保険課長の答弁を見ますと、結果的には値上げをしなくても済んだのではないかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○桜井議長 管理課長。

○土方管理課長 まず、値上げの部分で、しなかった場合、29年の補正の1号にあるかなと思うんですが、保険主体の各区市町村の保険者負担金が増になって、国庫補助金が若干減額になるというような形になるかと思います。

あと、最後のご質問で、精算後の剰余金が28年度約123億円出たという部分でございますが、これに関しましては、結果としては一人当たりの医療給付費が減になったという部分、あと被保険者の増によって想定していたよりも保険料が入ってきたという部分。あと、こちら側が想定していた所得係数よりも若干所得係数が低かったことによる普通調整交付金の増ということが相まったという部分での決算剰余金というふうに考えていただければと思います。

以上です。

○桜井議長 保険課長。

○後藤保険課長 まず、滞納処分についてでございます。滞納につきましては、先ほど申し上げましたように、被保険者の方の負担の公平、公正化を図る観点から、やむを得ず必要な場合滞納処分を行うという形で区市町村において対応がなされているところでございます。私どもといたしましても、本年についても保険料を徴収する担当者にお集まりいただいて情報交換、情報共有をする機会をつくってございます。また、滞納処分に詳しい担当者を講師として、滞納処分のあり方、必要な手立て、その際に注意すること等について研修会を開いたところでございます。被保険者の方にとって必要な納付の相談を行った上で、それでもなおかつ必要であれば滞納処分というものは排除するものではないというふうに考えてございます。そういったことも含めまして、今後私どもとしても滞納処分の実績について引き続き数字を集めていきたいというふうに考えてございます。

それから、29年度から保険料が上がっているということでお話を頂戴しました。28・29年度の保険料率の算定をする27年度に作業をしてございますけれども、その時点で必要な被保険者数の見込みでございませうとか、医療給付費の見込みでございませうとか、140万を超える被保険者数、1兆2,000億円を超える医療給付費の中で最善と思われる推計をして、この28・29年度の保険料率を算定してございます。結果として剰余金が発生するに至ってございますが、保険料率の算定としては適切なものであったと考えているところでございます。

○桜井議長 鈴木えつお議員。

○鈴木議員 鈴木えつおでございます。

滞納者への対応についてはご答弁ございましたけれども、きちんと広域連合としても滞納者の生活実態把握していただいて、また丁寧な対応をしていただきたいと思います。

それから、保険料につきましては、全体としては結果として値上げをしなくても済んだのではないかと。この予算をキーにした定例会の発言からいたしますとそういう気がいたします。

高齢者の生活実態はなかなか厳しいものがございます。この会合、後期高齢保険料だけではなくて、介護保険料、それから家を持っていれば固定資産税、アパート住まいであれば家賃も払わなくちゃならない。そして、国民年金ですと大体月額5万5,000円程度で生活されている方が多いと言われておりますし、また厚生年金でも14万5,000円程度の方が非常に多いと言われておりまして、生活保護基準ギリギリ、あるいはそれ以下で生活されている方が非常に多いということで、そういう点ではやはり極力この保険料の値上げを押さえていくという視点を持ちながら運営していただきたい、このことを要望いたしまして質問を終わります。

○桜井議長 ほかにも質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○桜井議長 以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第2号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

26番、鈴木えつお議員。

○鈴木議員 平成28年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

本決算では、平成28年度・29年度の保険料について、均等割額を200円値上げし4万2,400円に、所得割率を0.09ポイント引き上げて9.07%にする保険料を値上げとなっております。また、29年度になりますけれども、所得割の軽減制度の縮小で、さらに当初予定されていた保険料よりも多額の保険料を払わなくなっている方が非常に多くなってきているという状況にございます。

高齢者の生活実態は、年金給付が削減される中、介護保険料の引上げや利用者負担の増、そのほか医療費負担の増など、さまざまな形で大変厳しくなっているのが現状でございます。これ以上の保険料値上げは高齢者の生活を大きく圧迫するものでございます。

今回の決算を見ますと、当初予定しておりました財政安定化基金の投入も行わずに済み、さらに決算剰余金が426億円も出るということで、結果的には値上げの必要はなかったのではないかなと思うわけでございます。75歳以上の人の年齢で区別、差別していくこの後期高齢者医療制度は、75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料にはね返る、そういう構造的な欠陥を持っております。

当連合におきましては2年に一度保険料改定のたびに保険料が引き上げられるという状況になっております。やはり国への働きかけも含めて保険料抑制に向けた最大限の努力が必要かと思えます。

今国のほうでは低所得者、低年金者の保険料軽減特例を打ち切ろうとしております。廃止されますと保険料が2倍、3倍、それ以上になる方も出てまいります。このようなことを許さない、そうした

声をやはり当連合からも上げながら、保険料の抑制、そういった立場で運営をされるよう、改めてお願い申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

○桜井議長 以上をもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○桜井議長 賛成多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○桜井議長 賛成多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第14号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 議案ファイルのインデックス3をお開きください。

議案第3号、広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員育児休業法の一部改正等に伴い、非常勤職員の育児休業について、子の養育のため特に必要と認められる場合に、2歳に達する日まで取得することができるとされたことから、広域連合職員の育児休業等に関する条例におきましても、同様の規定整備を行うものでございます。

以上、何とぞ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○桜井議長 議案第14号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第14号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○桜井議長 賛成全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第15号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び日程第7、議案第16号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 議案ファイルのインデックス4をお開きください。

議案第15号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案1ページ、第1条第1項のとおり、今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億8,602万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を54億945万5,000円とするものであります。

補正の款項の区分及び区分ごとの補正額等は、3ページに記載の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

今回の補正は、平成28年度決算の確定等に伴い、平成29年度予算を補正するものでありまして、歳入予算では、事務費負担金を2,000万円減額するとともに、決算剰余金6,648万6,000円を前年度繰越金として繰り入れます。また、東京都区市町村振興協会による区市町村振興助成金の助成決定に伴い、当初予算に計上いたしておりました基金繰入金を1,500万円減額するとともに、特別会計から事務費負担金の残額7億5,454万1,000円を一般会計に繰り入れるものであります。

歳出予算では、民生費を1,500万円減額し、一般会計剰余金と特別会計からの繰入金を合わせた8億102万7,000円を財政調整基金に積み立てているものであります。

7ページから19ページまでが事項別明細書であります。

次に、議案ファイルのインデックス5をお開きください。

議案第16号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算案（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案1ページ、第1条第1項のとおり、今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ380億2,317万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を1兆3,494億1,890万円とするものであります。

補正の款項の区分及び区分ごとの補正額等は、3ページに記載の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

今回の補正は、平成28年度決算の確定等に伴い、平成29年度予算の補正を行うものであります。

歳入予算では、区市町村支出金、支払基金交付金及び繰入金の減額と諸収入の減額を行うとともに、決算剰余金426億5,202万3,000円を前年度繰越金として繰り入れるものであります。

歳出予算では、総務費の減額と保険給付費の増額を行うとともに、平成28年度繰越金のうち、保険給付財源の残額等、122億7,277万円を特別会計調整基金に積み立て、28年度の区市町村負担金返還金、国・都支出金返還金及び一般会計繰出金の諸支出金を257億1,186万4,000円増額するものであります。

7ページから27ページまでが事項別明細書であります。

以上、誠に簡単な説明ではありますが、2件につきましてご審議のうえご決定賜りますようお願い申

し上げます。

○桜井議長 議案第15号、及び議案第16号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第15号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○桜井議長 賛成全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第16号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○桜井議長 賛成全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○桜井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時32分 閉会

議長 桜井 ただし

署名議員 藤澤 進一

署名議員 佐々木 あつ子

平成 29 年第 2 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決結果一覧

広域連合長提出議案

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
認定第 1 号	平成 28 年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	11 月 24 日	認 定
認定第 2 号	平成 28 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	11 月 24 日	認 定
議案第 14 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	11 月 24 日	原案可決
議案第 15 号	平成 29 年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）	11 月 24 日	原案可決
議案第 16 号	平成 29 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	11 月 24 日	原案可決

東京都後期高齢者医療広域連合議会
議 席 表

議席 番号	所属議会	氏 名	議席 番号	所属議会	氏 名
1	千代田区議会	桜井 ただし	17	江戸川区議会	藤澤 進一
2	港区議会	清原 和幸	18	町田市議会	長村 敏明
3	新宿区議会	佐原 たけし	19	小金井市議会	河野 律子
4	台東区議会	河野 純之佐	20	小平市議会	石毛 航太郎
5	江東区議会	榎本 雄一	21	日野市議会	馬場 賢司
6	目黒区議会	今井 れい子	22	東村山市議会	小林 美緒
7	世田谷区議会	佐藤 弘人	23	国分寺市議会	星 いつろう
8	渋谷区議会	丸山 高司	24	国立市議会	青木 淳子
9	中野区議会	市川 みのも	25	福生市議会	町田 成司
10	杉並区議会	横山 えみ	26	狛江市議会	鈴木 えつお
11	北区議会	榎本 はじめ	27	東大和市議会	関田 正民
12	荒川区議会	鳥飼 秀夫	28	清瀬市議会	佐々木 あつ子
13	板橋区議会	なんば 英一	29	東久留米市議会	間宮 美季
14	練馬区議会	小林 みつぐ	30	瑞穂町議会	小山 典男
15	足立区議会	かねだ 正	31	八丈町議会	土屋 博
16					